

第 四 編

鳥取海区漁業調整委員会
委員一般選挙

2 選挙人名簿登録者数

市町村名	平成 27 年 12 月 5 日確定 名簿登録者総数 (A)				平成 26 年 12 月 5 日確定 名簿登録者総数 (B)				比 較 (A-B)			
	男	女	法人	計	男	女	法人	計	男	女	法人	計
鳥取市	268	111	0	379	289	125	1	415	△ 21	△ 14	△ 1	△ 36
米子市	66	6	0	72	134	12	0	146	△ 68	△ 6	0	△ 74
境港市	195	23	10	228	223	26	10	259	△ 28	△ 3	0	△ 31
岩美町	230	111	17	358	248	123	15	386	△ 18	△ 12	2	△ 28
湯梨浜町	51	26	0	77	53	29	0	82	△ 2	△ 3	0	△ 5
琴浦町	205	134	1	340	213	152	1	366	△ 8	△ 18	0	△ 26
北栄町	26	0	0	26	26	0	0	26	0	0	0	0
日吉津村	5	0	0	5	3	0	0	3	2	0	0	2
大山町	49	15	0	64	48	15	0	63	1	0	0	1
計	1,095	426	28	1,549	1,237	482	27	1,746	△ 142	△ 56	1	△ 197

※選挙人名簿登録者数の推移

年次	名簿登録者総数				前回比増減数	前回比増減率
	男	女	法人	計		
平成 6 年	4,234	2,783	34	7,051	-	-
平成 7 年	3,873	2,511	29	6,413	△ 638	△9.05%
平成 8 年	3,927	2,563	35	6,525	112	1.75%
平成 9 年	3,744	2,471	33	6,248	△ 277	△4.25%
平成 10 年	3,431	2,221	39	5,691	△ 557	△8.91%
平成 11 年	3,326	2,154	39	5,519	△ 172	△3.02%
平成 12 年	3,270	2,134	39	5,443	△ 76	△1.38%
平成 13 年	3,168	2,072	38	5,278	△ 165	△3.03%
平成 14 年	3,013	1,974	37	5,024	△ 254	△4.81%
平成 15 年	2,998	1,845	34	4,877	△ 147	△2.93%
平成 16 年	2,522	1,453	34	4,009	△ 868	△17.80%
平成 17 年	1,997	1,036	35	3,068	△ 941	△23.47%
平成 18 年	2,161	1,083	27	3,271	203	6.62%
平成 19 年	2,030	967	28	3,025	△ 246	△7.52%
平成 20 年	1,864	920	32	2,816	△ 209	△6.91%
平成 21 年	1,801	896	34	2,731	△ 85	△3.02%
平成 22 年	1,719	857	35	2,611	△ 120	△4.39%
平成 23 年	1,544	746	35	2,325	△ 286	△10.95%
平成 24 年	1,469	627	28	2,124	△ 201	△8.65%
平成 25 年	1,338	527	28	1,893	△ 231	△10.88%
平成 26 年	1,237	482	27	1,746	△ 147	△7.77%
平成 27 年	1,095	426	28	1,549	△ 197	△11.28%

3 候補者(立候補者が選挙すべき数6を超えないため、無投票)

届出 受理 番号	届出 の別	届出年月日	候補者氏名 (法人にあつては名称)	住 所 (事業場の所在地)	生年月日	党 派	職 業
1	本人	平成 28 年 7 月 25 日	いたくら 板倉 たかし 高司	鳥取県岩美郡岩美町大 字大谷 2182-510	昭和 24 年 2 月 16 日	無所属	会社役員
2	本人	平成 28 年 7 月 25 日	てらだ 寺田 ゆきみ 幸美	鳥取県東伯郡琴浦町大 字赤碕 1608-24	昭和 42 年 2 月 6 日	無所属	漁業
3	本人	平成 28 年 7 月 25 日	かげやま 景山 かずお 一夫	鳥取県境港市中野町 563	昭和 11 年 11 月 26 日	無所属	漁業
4	本人	平成 28 年 7 月 25 日	やまね 山根 しょうへい 正平	鳥取県岩美郡岩美町大 字田後 503	昭和 25 年 4 月 20 日	無所属	漁業

5	本人	平成 28 年 7 月 25 日	こだま 児玉 輝	鳥取県鳥取市賀露町西 三丁目 14-22	昭和 42 年 8 月 29 日	無所属	漁業
6	本人	平成 28 年 7 月 25 日	むら 武良 賢治	鳥取県米子市大崎 1707 -2	昭和 9 年 10 月 31 日	無所属	漁業

4 選挙長等

- (1) 選挙長 鳥取市賀露町北三丁目 26-14 船本 源司
- (2) 選挙長の職務代理者 岩美郡岩美町大字大谷 2182-512 山岡 寛人
- (3) 選挙長の執務場所 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁

5 選挙会

- (1) 選挙会場 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁第二庁舎第 36 会議室
- (2) 選挙会日時 平成 28 年 8 月 3 日 午後 2 時から午後 2 時 10 分まで
- (3) 選挙立会人

住 所 (事業場の所在地)	氏 名	立会時間	備 考
岩美郡岩美町大字網代 284-5	板倉 善美	自午後 1 時 40 分 至午後 2 時 10 分	
東伯郡琴浦町大字赤碓 1616	祇園 行裕	自午後 1 時 45 分 至午後 2 時 10 分	
鳥取市賀露町北四丁目 10-10	広坂 冬爾	自午後 1 時 53 分 至午後 2 時 10 分	
米子市皆生温泉一丁目 8-27	福景 順一	自午後 1 時 51 分 至午後 2 時 10 分	

(4) 選挙結果

定数及び候補者氏名 (法人の名称) 並びに被選挙権の有無

定数	候補者氏名 (法人の名称)	党派別	被選挙権の有無
6	板倉 高司	無所属	有
	寺田 幸実	無所属	有
	景山 一夫	無所属	有
	山根 正平	無所属	有
	児玉 輝	無所属	有
	武良 賢治	無所属	有

(5) 当選人 (候補者が定数を超えないため無投票当選)

板倉 高司
寺田 幸実
景山 一夫
山根 正平
児玉 輝
武良 賢治

(6) 選挙会事務従事者 衣笠 章 外 5 人

6 啓発事業

(1) 啓発事業計画

事業名	事業内容	実施主体	時期
1 ポスターによる啓発	該当市町村の区域内にポスターを掲出し、投票日についての周知を図る。 【作成枚数 250 枚】	県：ポスター作成 市町村：関係機関への配布・掲示	告示日 ～選挙期日
2 選挙のしおりによる啓発	該当世帯に選挙のしおりを配布し、投票日等についての周知を図る。 【作成枚数 1,900 枚】	県：しおり作成 市町村：該当世帯への配布	
3 懸垂幕による啓発	各市町村に懸垂幕を掲示し、投票日の周知を図る。 【作成部数 9 部】	県：懸垂幕作成 市町村：庁舎への掲示	
4 有線放送による啓発	期日前投票、棄権防止等についての放送原稿を有線放送施設管理者等に提供し、啓発の放送を依頼する。	市町村：放送原稿の作成、防災無線等による放送の実施 その他有線放送施設管理者：有線放送の実施	
5 ホームページ等による啓発	ホームページに情報を掲載するとともに、Twitter 等を活用して投票日等についての周知を図る。	県及び市町村	
6 広報誌等による啓発	県、市町村広報誌に情報を掲載し、投票日等についての周知を図る。	県及び市町村	

(2)啓発ポスター・チラシ デザイン(県作成分)



7 管理執行通知等

(1) 鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙の執行について (通知)

第 201600044418 号

平成 28 年 6 月 13 日

総務省自治行政局選挙部長、鳥取県農林水産部長、鳥取県警察本部長、鳥取地方検察庁検事正、中国電力株式会社鳥取支社長、西日本電信電話株式会社鳥取支店長、各指定病院等の施設長、鳥取刑務所長、米子拘置支所長、美保学園長、鳥取少年鑑別所長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長

各種選挙の執行につきましては、格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
この度、鳥取海区漁業調整委員会委員の任期満了(平成28年8月11日まで)による一般選挙を下記のとおり執行します。

ついては、この選挙の執行に当たり、貴機関の格別のご協力とご配慮をいただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 選挙の期日 平成28年8月3日(水)
- 2 選挙期日の告示 平成28年7月25日(月)
- 3 選挙が行われる市町村

鳥取市、米子市、境港市、岩美町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町 以上9団体

(2) 鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙の執行について (通知)

第 201600044418 号

平成 28 年 6 月 13 日

各市町村選挙管理委員会委員長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長

この度、鳥取海区漁業調整委員会委員の任期満了(平成28年8月11日まで)による一般選挙を下記のとおり執行することに決定しました。

鳥取海区に沿う市町村の選挙管理委員会におかれましては、速やかに選挙執行体制の確立を図っていただき、この選挙の管理執行が円滑に行われますよう、格別のご協力とご配慮をお願いいたします。

記

- 1 選挙の期日 平成28年8月3日(水)
- 2 選挙期日の告示 平成28年7月25日(月)
- 3 選挙が行われる市町村

鳥取市、米子市、境港市、岩美町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町 以上9団体

(3) 鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における便宜供与について (通知)

第 201600044402 号

平成 28 年 6 月 13 日

関係各市町村選挙管理委員会事務局長 あて

鳥取県選挙管理委員会事務局長

このことについて、別添写しのとおり関係機関へ依頼しましたのでお知らせします。

第 201600044401 号

平成 28 年 6 月 13 日

鳥取県教育委員会教育長、関係各市町村長、関係各市町村教育委員会教育長、各沿海漁業協同組合(支所)長 あて
鳥取県選挙管理委員会委員長

各種選挙の執行に当たりましては、貴管下の施設等の利用について、格別のご配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、鳥取海区漁業調整委員会委員の任期満了(平成28年8月11日まで)に伴う一般選挙(以下「海区漁調選挙」という。)を下記1のとおり執行することに決定しました。

については、下記2及び3の事項について、市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）又は海区漁調選挙の候補者から貴管下の施設の利用等について依頼があった場合は、業務、授業、研究、諸行事等に支障のない限り、格別のご配慮とご協力をお願いします。

記

1 選挙期日等

- (1) 選挙の期日 平成28年8月3日（水）
- (2) 選挙期日の告示日 平成28年7月25日（月）
- (3) 選挙すべき委員の数 6人

2 投票所及び開票所

海区漁調選挙の投票所及び開票所については、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第39条及び第63条の規定により、市役所、町村役場又は市町村委員会が指定した場所に設けることとされていますが、従来、市町村委員会では、有権者の便宜のために貴管下の施設を利用することが多く、今回の選挙においても同様と思われます。

については、市町村委員会から貴管下の施設を投票所及び開票所として使用したい旨の依頼があったときは、選挙期日の当日（8月3日）における各種行事の開催等について調整していただく等のご配慮をお願いします。

3 公営施設使用の個人演説会

海区漁調選挙の候補者は、自己の見識を広く有権者に周知させるため、漁業法第94条において準用する法第161条の規定により、学校、公民館（社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館をいう。）及び地方公共団体が管理する公会堂並びにこれら以外の施設で市町村委員会が指定した施設（以下「公営施設」という。）を使用して個人演説会を開催することができることとされています。

については、候補者から貴管下の公営施設を使用する個人演説会の開催申出があった場合は、この個人演説会が開催できるようご配慮をお願いします。

なお、個人演説会を開催することができる期間は、選挙期日の告示日（7月25日）から選挙期日の前日（8月2日）までとなっています。

(4) 鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における管理執行について（通知）

第201600009473号
平成28年6月13日

鳥取海区に沿う市町村選挙管理委員会委員長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長

鳥取海区漁業調整委員会委員の任期満了（平成28年8月11日）による一般選挙（以下「海区漁調選挙」という。）は、7月25日（月）に告示し、8月3日（水）に執行する予定です。

については、市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）におかれても、この選挙の管理執行に万全を期するため、下記事項に留意していただくとともに、市町村長等関係機関とも十分協議の上、選挙事務執行体制を確立し、計画的に事務処理に当たられるようお願いいたします。

記

第1 一般的事項

- 1 海区漁調選挙は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「漁法」という。）、漁業法施行令（昭和25年政令第30号。以下「漁令」という。）及び海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令（昭和25年農林省令第50号。以下「省令」という。）に基づき執行されるが、それぞれ公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号。）が準用されているので、準用規定及びそれに伴う読み替え規定に十分留意するとともに、公職選挙法による選挙事務規程（昭和31年鳥取県選挙管理委員会規則第3号。以下「選規」という。）及び鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号。以下「運規」という。）にも留意すること。
- 2 市町村委員会の書記その他選挙事務に従事する職員の指揮監督を厳正にし、これらの者に対し、適宜研修会等を開催して法令に基づく正確な事務処理に習熟させ、いやしくも法令に違反したり、部外者に疑惑を抱かせたりすることのないよう最善の努力を払われたいこと。
- 3 選挙事務の管理執行に際し、異常事態が発生したときは、事務従事者は市町村委員会に、市町村委員会は県の選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）に速やかに連絡してその指示を受け、事故を拡大させることのないよう関係者に周知徹底を図ること。
- 4 選挙事務従事者に対しては、その職の常勤又は非常勤にかかわらず身分上の地位と職務権限とを明らかにしておくこと。
- 5 今回の海区漁調選挙で選挙される委員の数は6人であり、その任期は、平成32年8月11日までであること。（漁法第98条第1項及び第2項）

第2 選挙権及び被選挙権

1 選挙権及び被選挙権を有する者は、次の要件のいずれにも該当するものであること。（漁法第86条）

- (1) 鳥取海区に沿う市町村の区域内に住所又は事業場を有する者
- (2) 1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者

ただし、海区漁業調整委員会の委員又は漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の役員である者は、その委員又は役員に就任する際に選挙権及び被選挙権を有していた者である限り、上記の要件を欠くに至り、選挙権及び被選挙権を有しなくなった場合でも、その在任中に行われる選挙又は退任後最初に行われる選挙については、選挙権及び被選挙権を有する者とみなされること。

- 2 次のいずれかに該当する者は、選挙権及び被選挙権を有しない者であること。(漁法第87条第1項及び法第252条)
 - (1) 年齢20年未満の者(選挙権の行使については、選挙人名簿確定の期日(平成27年12月5日)、被選挙権については、選挙の期日(平成28年8月3日)でそれぞれ算定)
 - (2) 法第11条第1項(選挙権及び被選挙権を有しない者)に規定する者
 - (3) 法第252条の規定により、海区漁調選挙における選挙犯罪による選挙権及び被選挙権の停止者

3 立候補制限

次に掲げる者は、被選挙権を有さず、又は在職中、海区漁調選挙の候補者となることができないこと。(漁法第87条第2項、第3項及び第4項)

- (1) 法第3条に規定する公職にある間に犯した法第11条第1項第4号に規定する罪により刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行の免除を受けた者でその執行を終わり又はその執行の免除を受けた日から5年を経過したものは、当該5年を経過した日から5年間
- (2) 選挙管理委員会の委員及び職員、投票管理者(職務代理者)、開票管理者(同左)、選挙長並びに選挙事務に関係のある地方公共団体の職員(関係区域内に限る。)
- (3) 裁判官、検察官、会計検査官、収税官吏、警察官及び公安委員会の委員

第3 選挙人名簿

1 今回の海区漁調選挙は、平成27年12月5日で確定された選挙人名簿を用いて執行されること。(漁法第89条第5項及び第6項)

2 選挙人名簿の整理

海区漁調選挙の選挙権行使については、選挙人名簿に登載されていることと、選挙の当日選挙権を有していることが必要であるので、選挙の当日(8月3日)まで、次の名簿の整理事務が必要であること。

(1) 選挙人の死亡又は選挙人名簿訴訟の結果(確定判決)による修正(漁法第89条第6項)

ア 選挙人が死亡したときは直ちに修正し、名簿訴訟により修正すべきものとなったときは直ちに修正するとともにその旨を告示すること。

イ 名簿訴訟により登載すべき者と決定された場合は、その決定書又は確定判決書を期日前投票所又は投票の当日(8月3日)投票所へ持参してきた場合について投票できること。(法第42条第1項、第48条の2第2項)

ウ 名簿を修正したときは、備考欄にその旨及び修正年月日を記載し、職印を押すこと。(省令第2号様式)

(2) (1)による修正以外の理由によって、名簿に登載されている者が、もともと登載される資格を有せず、又は有しなくなった場合の表示(漁法第89条第7項)

ア 名簿から抹消することなく、その旨を明記した付箋を付け整理すること。

イ 表示の理由としては、誤載、失格、住所移転及び二重登録があること。

ウ 鳥取海区に沿う市町村の区域内への住所移転については、失権とならないが、他の市町村に転出した旨の表示をしておくこと。

第4 投票

1 公職選挙法の準用

投票の手続きに関しては、概ね県議会議員の選挙の場合と同様であるが、次の点が異なること。

(1) 法人も選挙権を有するので、その投票方法に関して規定されていること。(漁法第90条第3項及び漁令第7条)

(2) 投票立会人に関する政党制限がないこと。(法第38条第4項が準用されていないこと。)

(3) 投票所の開閉時刻について、投票所を開いておく時間が4時間を下らない範囲で特別の開閉時刻を定めることができること。(漁令第6条第2項)

2 投票用紙等

(1) 投票用紙は白色の用紙に黒色のインクで印刷し、これに押すべき印は鳥取県選挙管理委員会の印を刷込み式とすること。(省令第4号様式)

(2) 仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便等による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とすること。

(3) 投票用紙等は7月19日(火)の物資輸送で送付するので、その管理及び受払いについては特に慎重に取り扱い、不正使用、紛失等の事故が生ずることがないように保管者及び保管場所の選定並びに交付簿の整備等について十分留意すること。

3 投票所の設備等

(1) 投票所は選挙人の便宜を考慮して、当該選挙区の中で最も適切な施設を選定すること。

なお、期日前投票所や市町村委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所においても同様であること。

(2) 投票所の設備は必ず選挙期日の前日(8月2日)までに整え、投票の開始に支障を来すことがないようにするとともに、設備については選規第17条の規定に準じて適正な配置をすること。

(3) 投票記載所は選挙人の投票の秘密が保持できるよう十分配慮すること。

(4) 投票所の告示期限は法第41条第1項の規定により、選挙期日5日前(7月29日)までであるが、なるべく選挙期日の告示日(7月25日)に告示すること。

(5) 投票所入場券は選規第19条の規定に準じて調製すること。

4 選挙人名簿の対照

選挙人名簿の対照に当たっては、投票人から当該内容が容易に見えることのないよう配慮すること。

5 投票所の開閉時刻の特例

(1) 投票所を開いておく時間は、原則として午前7時から午後8時までである。ただし、投票所を開いておく時間が選挙人の投票に支障を来さないと認められる場合に限り、4時間を下らない範囲でこれと異なる開閉時刻を定めることができること。(漁令第6条)

- (2) 特例を定めた場合は、平成28年6月13日付第201600044241号（以下「各種報告等」という。）で通知したところにより、所定の期限（7月25日）までに県委員会に届け出るとともに、直ちにその旨を告示し、その投票所の投票管理者に通知する必要があること。また、その投票区における選挙人への周知を徹底すること。
- 6 投票管理者、職務代理者及び投票立会人の選任
- (1) 投票管理者及びその職務代理者は、海区漁調選挙の選挙権を有する者の中から選任するとともに、直ちにその者の住所及び氏名を告示すること。（法第37条並びに令第24条及び第25条）
- (2) 投票管理者及びその職務代理者は、関係区域内において選挙運動をすることはできないこと。（法第135条第1項及び漁法第87条第3項）
- (3) 投票立会人は、各投票区における海区漁調選挙の選挙人名簿に登録されている者の中から2人以上5人以下を選任し、選挙期日前3日（7月31日）までに本人に通知するとともに、投票管理者に通知すること。（法第38条第1項及び令第27条）
- (4) この場合、投票立会人の選任に当たっては、所属政党による政党制限はないこと。（法第38条第4項が準用されていないこと。）
- 7 期日前投票
- (1) 期日前投票は当日投票同様、確定投票であることから、選挙の当日、選挙権を有していなくても、期日前投票を行う時点で選挙権を有していれば、投票することができること。
したがって、投票後に選挙人が選挙権を喪失したとしても、有効な投票として取り扱われるものであること。
- (2) 選挙人は、選挙の当日、法48条の2第1項各号に掲げる期日前投票事由のいずれかに該当することが見込まれる場合に限り、期日前投票を行うことができるものであること。
- (3) 期日前投票所は、原則午前8時30分に開き、午後8時に閉じるのが原則であるが、市町村委員会が必要があると認めるときは、開閉時刻につき異なる定めをすることができること。ただし、この場合においても、期日前投票所（2以上の期日前投票所を設ける場合には、いずれか1以上の期日前投票所）を開いておく時間は、4時間を下ってはならないこと。また、この場合においては、市町村委員会は直ちにその旨を告示し、期日前投票所の投票管理者に通知しなければならないこと。（漁令第7条の2）
- (4) 期日前投票の初日の最初に、選挙人の面前で投票箱を開き、投票箱に何も入っていないことを示すこと。
また、投票箱の追加を行う場合においても同様であること。
- (5) 投票管理者、投票管理者の職務代理者及び投票立会人は、いずれも海区漁業調整委員会委員選挙の選挙権を有する者の中から選任するとともに、投票立会人にあつては、本人の承諾を得て、2人選任するものであること。投票管理者は日ごとの、投票立会人は時間ごとの交代が可能であること。
- (6) 期日前投票所の投票管理者は常駐しなくてはならないこと。
- (7) 投票管理者は、期日前投票の期間の末日に、期日前投票所を閉鎖した後、投票箱、封印をした鍵、期日前投票所投票録を市町村委員会に送致し、当該投票箱等の送致を受けた市町村委員会は、選挙の期日（8月3日）に、当該投票箱を開票管理者に送致しなければならないこと。
- 8 不在者投票
- (1) 不在者投票の管理執行
- ア 一般の不在者投票（法第49条第1項）
- (ア) 宣誓書に記載された不在者投票事由が、法第48条の2第1項各号に掲げる事由に該当しない場合は、不在者投票は行えないこと。
- (イ) 不在者投票を行う場合は、必ず海区漁業調整委員会委員選挙の選挙権を有する者の1人以上の立会いが必要であること。（令第56条第3項、第57条第3項及び第58条第3項）
この場合、立会人は、不在者投票管理者若しくは事務補助者又は代理投票の補助者を兼ねることができないので留意すること。
- イ 郵便等による不在者投票（法第49条第2項、第3項）
- (ア) 身体に重度の障がいのある選挙人は、選挙期日前4日（7月30日）までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村委員会の委員長に対して、当該選挙人が署名した文書により、かつ、郵便等投票証明書を提示して投票用紙等の請求ができること。（令第59条の4第1項）
- (イ) 市町村委員会の委員長は、その請求を受けた場合は、選挙人名簿と対照し、法第49条第2項又は第3項に規定する選挙人に該当すると認めるときは、直ちに投票用紙等を当該選挙人に郵便等をもって発送しなければならないこと。（令第59条の4第4項）
- (ウ) 郵便等による不在者投票を行える選挙人のうち、上肢又は視覚の障がいにより投票の記載ができなると定められた選挙人は、あらかじめ市町村委員会の委員長に届け出た者に（ア）の請求及び投票に関する記載をさせることができること。（法第49条第3項）
- ウ 指定病院等における不在者投票
不在者投票を行うときは、海区漁業調整委員会委員選挙の選挙権を有する者若しくは選挙管理委員会の委員若しくは書記を1人以上立ち合わせなければならないので、指定病院等から立会人の派遣要請があった場合は協力すること。
- (2) 投票用紙等の請求期限
不在者投票のための投票用紙等の請求期限は、一般の不在者投票と郵便等による不在者投票とでは、それぞれ次のとおり異なっているので留意すること。（令第50条第1項及び第59条の4第1項）
- ・一般の不在者投票 8月2日（火）まで（選挙期日の前日まで）
 - ・郵便等による不在者投票 7月30日（土）まで（選挙期日前4日まで）
- (3) 投票用紙等の交付
選挙期日の告示日（7月25日）までに、不在者投票のための投票用紙等の請求があった場合は、当該請

求書を一時保管しておき、選挙期日の告示日の翌日以降直ちに交付すること。ただし、郵便等をもって発送するときは、選挙期日の告示日以前において市町村委員会が定めた日に発送できること。(令第53条第1項)

(4) 不在者投票の事務取扱場所

不在者投票の事務取扱場所を選挙期日の告示日(7月25日)に告示するとともに、その場所の表示をしておくこと。(選規第24条第1項及び第2項)

9 代理投票

代理投票の制度は、秘密投票の原則の例外としての性質を有するものであるから、その手続きは法令の定めるところにより厳格に行い、特に1人の補助者だけで代理投票を行うことがないように十分留意すること。(法第48条)

10 点字投票

(1) 点字投票については、その制度の趣旨及び投票の方法等を視覚に障害のある選挙人及び投票管理者等に対し周知徹底すること。

(2) 視覚に障がいのある選挙人から点字で投票したい旨の申出があった場合は、「点字投票」の表示がなされた点字投票用紙を交付すること。(令第39条及び第53条第3項)

11 投票事務の取扱い

その他の投票事務の取扱いについては、別途通知するところにより取り扱うこと。

第5 開票

1 公職選挙法の準用

開票の手続きに関しても、おおむね県議会議員の選挙の場合と同様であるが、次の点が異なること。

(1) 開票立会人に関する政党制限がないこと。(法第62条第3項から第5項まで及び第8項ただし書が準用されていないこと。)

(2) 投票の無効事由については、法第68条を準用せず、漁法第91条で規定されていること。

2 開票は全て即日開票とすること。

3 開票管理者及び職務代理者の選任

(1) 開票管理者及びその職務代理者は、海区漁調選挙の選挙権を有する者の中から選任するとともに、直ちにその者の住所及び氏名を告示すること。(法第61条並びに令第67条及び第68条)

(2) 開票管理者及びその職務代理者は、関係区域内において選挙運動をすることができないものであること。(法第135条第1項及び漁法第87条第3項)

4 開票立会人の選任

(1) 開票立会人は、海区漁調選挙の候補者が各開票区の選挙人名簿に登載されている者の中から、開票立会人となることについての承諾書を添えて、選挙期日前3日(7月31日)までに市町村委員会に届け出るようになっていないこと。(法第62条第1項及び令第69条)

(2) 開票立会人は、常に3人以上10人以下でなければならないこと。(法第62条第2項及び第8項)

(3) 届出のあった者が10人以下のときは、その者が直ちに開票立会人となり、11人以上のときは、その者の中から市町村委員会がくじで10人を定めること。(法第62条第2項)

(4) 開票立会人が3人に達しないとき、又は選挙期日の前日(8月2日)までに3人に達しなくなったときは市町村委員会が3人に達するまで選任し、直ちに本人に通知すること。(法第62条第8項)

5 開票録

開票録は正副二通作成し、別途通知する検収日(8月5日)に持参すること。

6 開票事務の取扱い

その他の開票事務の取扱いについては、別途通知するところにより取扱うこととするが、特に次の点に留意すること。

(1) 投票の効力の判定については、迅速かつ的確に処理できるよう事前に判例及び実例等の研究を行っておくこと。

なお、「点字投票」の表示がなされていない点字投票の効力については、その一事をもって、所定の用紙を用いなかったものとして当然無効とするものではない。投票用紙の公製公給制は、不正投票を防止し、投票の秘密を保持し、もって、選挙の公正を確保しようとするものであるから、公正を害することを疑わせるに足る不正、違法使用が認められる場合のみ無効となる。

(2) 開票事務が正確かつ迅速に行われるよう開票管理者を補助する事務従事者の選任及びこれらの者の事務分担について配慮するとともに、開票立会人に対しても事前に開票事務処理体系を説明の上、開票事務の円滑な処理について協力を求めておくこと。

(3) 投票結果については、投票者数、投票総数、有効投票数及び無効投票数について総合的に点検を行うこと。この場合、投票者数と投票総数との不一致については再度その手続きの点検を行うこと等によりその原因を調査し、安易に処理することのないよう留意すること。

第6 選挙公営

1 公営施設使用の個人演説会

(1) 海区漁調選挙の候補者は、法第161条第1項の公営施設を使用して個人演説会を開催することができるが、開催の申出及び施設の無料使用については、公職選挙法が準用されていないので、この開催に当たっては、各市町村の使用料条例又は当該管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を含む。以下同じ。)の定める規則等により使用させること。

(2) 法第161条第1項に規定する公営施設以外の地方公共団体が所有し、又は管理する建物においては、個人演説会を行うことができないので、当該管理者にその旨周知徹底すること。(法第166条)

(3) 市町村委員会は法第161条第1項第3号の規定により、公営施設を指定したときは、選規第41条及び「各種報告等」で通知したところにより7月15日(金)までに報告すること。

2 投票記載所の氏名等の掲示

投票記載所における候補者の氏名及び党派別の掲示は、法第175条が準用されていないので、その必要はないこと。

第7 選挙運動

1 海区漁調選挙の選挙運動の制限については、他の選挙と相当異なっているので、十分注意すること。

2 漁法第94条の規定により、法第13章（選挙運動）が準用されている選挙運動の制限は次のとおりであり、その他は自由であるが、法第16章（罰則）が準用されているので留意すること。

なお、法第14章の3（政党その他の政治団体等の選挙における政治活動）は準用されていないこと。

(1) 選挙運動の期間の制限（法第129条）

(2) 選挙事務所に関する制限（法第130条～132条）

(3) 休憩所等の設置禁止（法第133条）

(4) 特定の者の選挙運動の禁止

・選挙事務関係者の選挙運動の禁止（法第135条）

・特定公務員の選挙運動の禁止（法第136条）

・公務員等の地位利用による選挙運動の禁止（法第136条の2）

・教育者の地位利用による選挙運動の禁止（法第137条）

・海区漁業調整委員会委員選挙における選挙犯罪によって選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止（法第137条の3）

(5) 戸別訪問の禁止（法第138条）

(6) 連呼行為の禁止（法第140条の2）

(7) 新聞紙、雑誌の不法利用等の制限（法第148条の2）

(8) 夜間の街頭演説の禁止等（法第164条の6）

(9) 特定の建物及び施設における演説等の禁止（法第166条）

(10) 選挙期日後のあいさつ行為の制限（法第178条）

第8 啓発活動

海区漁調選挙を明るい選挙とするため、平成28年5月27日付第201600013933号で別途通知した啓発事業計画のとおり、啓発事業を実施することとしているので、各市町村委員会においてもこの啓発事業計画に基づき、関係諸団体とも密接な連携を取りながら、各種啓発活動を推進すること。

第9 投票及び開票速報

投票及び開票速報については、別途通知するところにより行うので、その体制の確立を図ること。

第10 選挙執行経費

選挙の執行に要する経費については、必要資材の調達、選挙の管理執行体制、啓発の方法等について、経費の削減や職員負担の軽減の観点から、従来の慣行にとらわれることなく、全般的に検討を加え、事前に周到な計画をたて、経費の効率的な支出に努めるとともに、交付される金額の範囲内で費目相互の調整を図り、執行経費に不足を生じることのないよう特に留意すること。

(5) 鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における投票及び開票事務の取扱いについて（通知）

第20160009472号

平成28年6月13日

鳥取海区に沿う市町村選挙管理委員会委員長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長

平成28年8月3日執行予定の鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙（以下「海区漁調選挙」という。）における投票及び開票事務の取扱いについては、「鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における管理執行について（通知）」（平成28年6月13日付第201600009473号）によるほか、下記の事項に御留意の上、適切な事務処理をお願いします。

記

1 投票事務

投票事務の取扱いについては、別途配布した「投票事務取扱要領」及び「期日前投票事務取扱要領」によるほか、特に次の事項に留意すること。

(1) 選挙期日当日の投票所における投票

ア 投票管理者及び職務代理人

① 選任に当たっては、海区漁調選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）が選任すること。

② 投票管理者は、投票事務の最高責任者であり、投票所において投票事務の全般について管理執行するとともに、投票に関する手続のすべてについて最終的な決定権を有すること。

したがって、投票事務が公正かつ的確に処理されているか、選挙人の投票の秘密が守られているか、投票所内の秩序が保たれているかどうか等投票事務のすべてについて常に注意しなければならないこと。

なお、職務代理人がその職に就いたときも同様であること。

③ 投票管理者と職務代理人は、同時に席を空けてはならないこと。

イ 投票立会人

① 選任に当たっては、当該投票区における海区漁調選挙の選挙人名簿に登録された者の中から本人の承諾を得て、市町村委員会が選任すること。

② 投票立会人は投票事務の公平を確保するため、公益代表として投票事務の全般に立ち会う職責を有すること。

③ 投票には常に2人以上5人以下の投票立会人が立ち会わなければならないこと。

④ 従来の慣習に固執することなく、女性層や若年層からも適宜選任するよう配慮すること。

ウ 投票事務従事者

- ① 投票事務に他部局の職員を従事させる場合は、それぞれの任命権者に事務従事の職務命令を行ってもらうほか、必要に応じ、市町村委員会の「書記」に兼務させておくこと。
- ② 投票事務が的確かつ迅速に処理されるよう、あらかじめ係属成及び事務分担を定めておくとともに、事務内容等について十分に説明しておくこと。

エ 投票所の設備

- ① 投票所の門戸には、必ず海区漁調選挙の投票所である旨の表示がされた標札を掲げておくこと。
- ② 投票管理者席、投票立会人席及び各係席等を明記しておくとともに、選挙人に投票順路、出入口等の表示が一見して分かるように掲示しておくこと。
- ③ 投票記載所は、選挙人の投票の秘密が保持できるよう十分配慮すること。
- ④ 投票箱の表示に当たっては、「投票事務取扱要領」により表示をすること。
- ⑤ 投票所には必ず時計を用意するとともに、投票所の入場口を確認し、投票所の開閉を正確に行うこと。
- ⑥ 日没後においても選挙人が投票しやすいよう、案内や照明を設けること。
- ⑦ 高齢者や歩行が困難な方への対策として、仮設スロープの設置等に配慮すること。（「6 その他」参照）

オ 投票の開始

- ① 投票所を開く時刻になったら、投票管理者は投票立会人が2人以上参集していることを確認すること。
この場合、投票立会人が2人に達しないとき（その後2人に達しなくなったときを含む。）は、投票管理者は直ちに当該投票区における海区漁調選挙の選挙人名簿に登録されている者の中から2人に達するまでの投票立会人を補充選任すること。
- ② 最初に到着した選挙人の面前ですべての投票箱に何も入っていないことを確認（空虚確認）し、その旨を当該選挙人に文書で証明してもらうこと。
- ③ 選挙人名簿との対照に当たっては、単に入場券のみに頼ることなく、入場券、選挙人名簿等の記載内容と本人の申し立てることと本人そのものをよく見くらべて、当該選挙人本人であることを確認すること。また、投票所内が混雑してきた場合においても、名簿対照を経ずに投票用紙を交付してはならないこと。
- ④ 選挙人が他の選挙人の投票状況等を容易に確認できる方法で対照事務を行わないこと。
- ⑤ 他の市町村へ転出した者で、その転出先が鳥取海区に沿う市町村であり、かつ、海区漁調選挙の選挙権を有する者は、選挙人名簿登録地で投票できること。
- ⑥ 投票用紙の交付に当たっては、所定の用紙であることを確認して交付すること。
- ⑦ 選挙人から点字で投票したい旨の申出があったときは、「点字投票」の表示がなされた点字用投票用紙を交付すること。
- ⑧ 代理投票は、心身の故障その他の事由により自書することができない者に限られること。
代理投票の申請があった場合、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて代理投票を行わせるかどうか決定するとともに、補助者2人を補助者本人の承諾を得て選任しなければならないこと。

カ 投票所の閉鎖等

- ① 投票管理者は、投票所を閉じるべき時刻になったら投票所の閉鎖宣言をするとともに、直ちに「投票所の入口」を閉鎖すること。
- ② 投票管理者は不在者投票の受理・不受理の決定に当たっては、投票立会人の意見を聴いて行うこと。
- ③ 投票箱はその蓋を閉じた後は、開いてはならないこと。
- ④ 投票管理者及び投票立会人は、投票録を正副2通作成し署名すること。
なお、投票録に記載する選挙当日有権者数には、期日前投票を行った者のうち選挙期日までに選挙権を失った者も含まれるので注意すること。
- ⑤ 投票箱は、投票管理者が送致にあたる投票立会人とともに、開票管理者に送致すること。
この場合、送致目録を作成し、投票録等投票関係書類も併せて送致すること。

(2) 期日前投票所における投票

期日前投票は選挙期日における投票と同様に確定投票であることから、原則として選挙期日の投票における手続きと同様に実施されるものであるが、特に次の事項に留意すること。

ア 投票管理者及び職務代理者

- ① 投票管理者及び職務代理者は、海区漁業調整委員会委員一般選挙の選挙権を有する者の中から市町村委員会が選任すること。
- ② 期日前投票は当日投票同様、確定投票であることから、投票所と同じく投票管理者が常駐し、管理することとなること。

イ 投票立会人

- ① 市町村委員会は、海区漁業調整委員会委員一般選挙の選挙権を有する者の中から本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任すること。
- ② 投票立会人の職務内容は、投票手続きの立会い等を行うことであるが、毎日投票箱の鍵の封印を行う点と期日前投票の期間の末日において投票箱の送致にあたる必要のない点が、選挙期日当日の投票立会人と異なっているので留意すること。

ウ 期日前投票所の設備等

- ① 期日前投票所の門戸においても、必ず海区漁調選挙の投票所である旨の表示がされた標札を掲げておくこと。
- ② 期日前投票所における投票については、選挙期日の投票と同様に仮投票の制度が適用されること。

エ 投票の開始

投票箱の空虚確認は、期日前投票期間の初日のみではなく、投票箱の追加を行う場合にも、その都度投票を行う前にその手続きを行う必要があること。また、投票箱に何も入っていないことを確認し、その旨を選挙人に文書で証明してもらうこと。

オ 投票所の閉鎖等

- ① 投票管理者は、期日前投票所を閉じるべき時刻になったら投票所の閉鎖宣言をするとともに、直ちに「期日前投票所の入口」を閉鎖すること。
- ② 投票箱の閉鎖後は、一の鍵は投票管理者が封印し、他の鍵は投票立会人が封印すること。
- ③ 投票箱を閉鎖してから翌日に開くまでの保管方法としては、原則として期日前投票所においてそのまま保管することとなるが、保管のため必要があれば期日前投票所外の金庫等に入れて保管することも可能であること。
- ④ 投票管理者は、期日前投票を行う各日に期日前投票所投票録を正副2通作成し、投票立会人とともに署名すること。
- ⑤ 投票箱は、期日前投票の期間の末日において、期日前投票所を閉鎖した後に、投票管理者が市町村委員会へ送致し、選挙の期日に市町村委員会が開票管理者へ送致すること。
この場合、送致目録を作成し、封印をした鍵、投票録等についても併せて送致すること。

2 開票事務

開票事務の取扱いについては、別途配布した「開票事務取扱要領」によるほか、特に次の点に留意すること。

(1) 開票管理者及び職務代理人

ア 開票管理者及び職務代理人の選任に当たっては、海区漁調選挙の選挙権を有する者の中から市町村委員会が選任すること。

イ 開票管理者は開票事務の最高責任者であって、投票の有効、無効を正しく決定したり、開票事務が公正かつ迅速に処理されているかどうか、開票所内の秩序が十分保たれているかどうか等開票事務のすべてについて、常に注意しなければならないこと。

なお、職務代理人がその職に就いたときも同様であること。

ウ 開票管理者と職務代理人は、同時に席を空けてはならないこと。

(2) 開票立会人

ア 開票立会人は、海区漁調選挙の候補者が、その市町村の海区漁調選挙の選挙人名簿に登録されている者の中から開票立会人となることについての本人の承諾書を添付して選挙期日の前3日目（7月31日（日））の午後5時までに当該市町村委員会に届け出ることになっていること。

イ 開票立会人は、常に3人以上10人以下でなければならないこと。

この場合、届出のあった者が10人以下のときはその者が開票立会人となり、

11人以上あるときは、その者の中から市町村委員会がくじにより開票立会人となるべき者10人を定めること。

ウ 開票立会人が3人に達しないとき又は選挙の期日の前日までに3人に達しなくなったときは、市町村委員会がその市町村の海区漁調選挙の選挙人名簿に登録された者の中から、3人に達するまでの開票立会人を補充選任すること。

エ 開票立会人が選挙の期日以後に3人に達しなくなったとき又は開票立会人で参会すべき者が開票所を開く時刻になっても3人に達しないとき若しくはその後3人に達しなくなったときは、開票管理者がその市町村の海区漁調選挙の選挙人名簿に登録された者の中から、3人に達するまでの開票立会人を補充選任すること。

(3) 開票事務従事者

ア 開票事務に他部局の職員を従事させる場合は、それぞれの任命権者に事務従事の職務命令を行ってもらうほか、必要に応じ、市町村委員会の「書記」に兼務させておくこと。

イ 開票事務が的確かつ迅速に処理されるよう、あらかじめ係編成及び事務分担を定めておくとともに、事務内容等について十分説明しておくこと。

また、動きやすい衣服等（ウエア、シューズ等）を着用するよう事前に指示しておくこと。

ウ 事務従事者はその身分を明らかにし、関係者以外の入場者と区別するため、一定の腕章等を必ず付けること。

エ 事務従事者は、開票参観人等に疑惑をいだかれるような言動を厳に避けるよう留意すること。

(4) 開票所の設備

ア 開票所の門戸には、必ず海区漁調選挙の開票所である旨の表示がされた標札を掲げておくこと。

イ 投票点検台等については、開票事務が的確かつ迅速に処理できるよう、高さや配置を工夫すること。

ウ 参観人等が投票点検台等に近づくことがないように配慮すること。

エ 参観人、報道関係者の便宜のために各候補者の得票数を掲示する掲示板等を設けること。

オ 開票所の照明については、特に留意するとともに、不測の停電等に備えて照明器具等を必ず用意しておくこと。

カ 参観人は当該市町村の選挙人であることを要件とするので、受付簿を備え付け、その者の氏名、住所を記入させること。

キ 複写機を利用できる開票所にあつては、開票結果一覧表を複写して参観人等に配布するなど、迅速に開票結果を有権者に知らせるよう配慮すること。

(5) 開票の開始

ア 開票管理者は、既に告示されている開票開始時刻になったら開票立会人が3人以上参集していること及びすべての投票区の投票箱（期日前投票所の投票箱を含む。）を受領し、異常のないことを確認の上、開票開始宣言をすること。

この場合、開票立会人が3人に達しないときは、開票管理者は直ちに3人に達するまで、当該市町村の海区漁調選挙の選挙人名簿に登録された者の中から補充選任すること。

イ 投票箱は全部を一度に開き、どの投票がいずれの投票区のものであるかを分らないように混同すること。

この場合、開票管理者は仮投票、代理投票の仮投票及び投票所で不受理又は拒否の決定を受けた不在者投票がある場合は、当該投票の受理又は不受理を開票立会人の意見を聴いて決定しておくこと。

(6) 投票の処理

ア 投票の処理に当たっては、事前に開票立会人にその事務処理体系を説明の上、事務処理が迅速に行えるよう協力を得ること。

イ 疑問票の判定に対処するため、事前に過去の実例及び判例を研究しておくこと。

- ウ 投票の効力は、開票管理者が開票立会人の意見を聴いて、最終的に決定するものであること。
- エ 投票結果については、投票者数、投票総数、有効投票数及び無効投票数について総合的に点検を行うこと。
この場合、投票者数と投票総数との不一致については、再度その手続きの点検を行うこと等によりその原因を調査し、安易に処理することのないよう特に留意すること。
- オ 開票管理者は、投票結果の確認が終わったときは、必ず各候補者の得票数を朗読し、又は掲示して、開票結果を参観人等に周知すること。
- カ 開票管理者は、開票が終了したときは、開票録を正副2通作成し、開票立会人とともに署名すること。

3 投票及び開票速報

海区漁調選挙の投票及び開票速報については、「鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における投票及び開票速報について(通知)」(平成28年6月13日付第201600043434号)により行うこと。

4 当日有権者数等の報告

海区漁調選挙の各種報告については、「鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における各種報告等について(通知)」(平成28年6月13日付第201600044241号)の所定の様式によること。

なお、当日有権者数については、8月2日午前9時30分までに報告すること。

5 開票録の検収

開票録については、「鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙の開票録等の検収について(通知)」(平成28年6月13日付第201600044809号)により、8月5日(金)に検収を行う予定であること。

6 その他

- (1) 投票所は、選挙人の便宜を考慮して、当該投票区の中で最も適当な施設を選定して設けることとし、選挙人の便宜のため、例えば土足で出入りができるよう設備すること。
- (2) 投票所、開票所は高齢者や歩行が困難な方の便宜のため、エレベーター等昇降設備のない2階以上の室に設けることはできるだけ避けるようにすること。
また、投票所等の内部はもとより、その進入路等についても、可能な限り段差の解消に努め、仮設スロープの設置等の措置を行うこと。
- (3) 投票が円滑に行われるようにするため、投票管理者、投票立会人及び各係の表示並びに投票進行順路、出入口等の表示を選挙人が一見して分かるように掲示すること。
- (4) 身体等に障がいがある選挙人に対しては、付添人も含めて、その対応には十分配慮すること。特に代理投票を行わせる場合には制度の趣旨を十分に説明し、できるだけ本人の意思を尊重するとともに、丁寧な対応を行うこと。
- (5) 投票所に虫めがねや老眼鏡を備え付けるなど選挙人の便宜を図ること。
- (6) 開票事務は、正確性が第一であることはもちろんであるが、その速報性についても報道機関及び選挙人から要請されているものであること。

(6) 鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙に係る啓発について(通知)

第201600013933号
平成28年5月27日

鳥取海区に沿う市町村選挙管理委員会委員長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長

近く執行予定の鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙の啓発事業計画を別紙のとおり定め、実施することとしましたので、格別の御協力をお願いします。

また、貴委員会におかれましても自主的な啓発計画を立案され、当委員会の計画と併せて、より効果のあるものとされるようお願いします。

なお、この計画に基づく啓発物資については、7月19日(火)の物資輸送で送付する予定です。

(7) 鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙において使用する諸物品の輸送計画について(通知)

第201600041373号
平成28年6月13日

鳥取海区に沿う市町村選挙管理委員会事務局長 あて

鳥取県選挙管理委員会事務局長

近く執行予定の鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙において使用する諸物品を下記により送付しますので、その取扱いには十分留意してください。

特に投票用紙の保管等については、盗難、紛失及び焼失等の事故がないよう、万全の措置を講じられるようお願いいたします。

記

- 1 送付期日 平成28年7月19日(火)
- 2 送付物品の種類及び数量 別紙のとおり
- 3 送付方法
 - (1) 東部地区の選挙管理委員会につきましては、鳥取県庁第32会議室(第二庁舎4階)において午前9時から9時30分までの間に受渡しを行います。
 - (2) そのほかの市町村の選挙管理委員会につきましては、「4 輸送行程」により受渡しを行います。
 - (3) 受渡しの際には受領書を徹しますので、担当職員の方は印章を持参してください。
また、その際本人確認を行いますので、身分証明書をご用意ください。

4 輸送行程

予定時間	受渡場所	市町村名	備考
------	------	------	----

9:30	鳥取県庁	出発	
11:00	湯梨浜町	役場	湯梨浜町
11:30	北栄町	役場	北栄町
11:50	琴浦町	役場	琴浦町
13:15	大山町	役場	大山町
13:45	日吉津村	役場	日吉津村
14:15	米子市	役所	米子市
14:45	境港市	役所	境港市

5 その他

当日、輸送にあたる県選挙管理委員会事務局職員は、携帯電話（公用）を携帯する予定です。

(8) 鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における各種報告等について（通知）

第201600044241号
平成28年6月13日

鳥取海区に沿う市町村選挙管理委員会事務局長 あて

鳥取県選挙管理委員会事務局長

近く執行予定の鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における各種の報告等については、下記によることとしますので、報告等に当たり、適切な処理をお願いします。

記

- 1 対象となる報告等は、別途通知するものを除き別紙一覧表のとおりとすること。
- 2 報告等に当たっては、それぞれの期限を厳守すること。
- 3 報告等の方法は、文書によるもの及びファクシミリによるものがあるので注意すること。

H28鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙各種報告等一覧表

報告事項等	報告等期限	報告等の方法	提出部数	報告等様式	備 考
個人演説会等会場指定	7月15日(金)	文 書	1部	様式第1号	追加指定等がある場合のみ報告すること。 報告期限より早めに報告すること。
開票予定場所等	7月15日(金)	ファクシミリ	—	様式第2号	
(期日前)投票所開閉時刻の届出	7月25日(月)	文 書	1部	様式第3号	開閉時刻の異なる定めを行うもの全てについて届出すること。
選挙当日有権者数	8月2日(火)	ファクシミリ	—	様式第4号	午前9時30分までに報告すること。
投票・開票速報	8月3日(水)	ファクシミリ	—		それぞれ別途通知するところによること。
開 票 録	8月5日(金)	文 書 (持 参)	1部		

※様式省略

(9) 鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における投票及び開票速報について（通知）

第201600043434号
平成28年6月13日

鳥取海区に沿う市町村選挙管理委員会委員長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長

近く執行予定の鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙の投票及び開票速報については、下記のとおり実施することとしましたので、迅速かつ正確な事務処理をお願いします。

記

1 一般的事項

- (1) 速報は、次の3種類であること。
 - ア 投票速報（報告様式 別紙「投票速報発信（受信）票」）
 - イ 開票速報（報告様式 別紙「開票速報発信（受信）票」）
 - ウ 無効投票速報（報告様式 別紙「無効投票速報発信（受信）票」）
- (2) 速報は、ファクシミリにより行うものとし、「0857-26-8129」宛に送信すること。
- (3) 投票及び開票速報の発信が予定時刻より遅れる場合、質疑がある場合等の電話は、「0857-26-7058」宛に行うこと。
- (4) 速報発信票に数値の入らない欄があっても、記入を省略せず、「0」と記入し報告すること。
- (5) 速報責任者は無効投票速報終了後においても、県の選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）から指示があるまで待機していること。

2 投票速報

- (1) 各投票所からの報告の集計が終わり次第、「投票速報発信（受信）票」に記入し、直ちに県委員会宛ファクシミリにより報告すること。
- (2) 投票者数には、期日前投票者数、不在者投票者数の算入漏れがないよう注意すること。
- (3) 投票率は、百分率により小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで求めること。

3 開票速報

- (1) 投票の点検及び集計が終わり次第、「開票速報発信(受信)票」に各候補者の得票数等を記入し、直ちに県委員会宛ファクシミリにより報告すること。
- (2) 開票結果の公表は県委員会が行うので、市町村の選挙管理委員会(以下「市町村委員会」という。)では行わないこと。ただし、県委員会に速報した後において必要がある場合には、あらかじめ市町村委員会が定める方法により公表しても差し支えないこと。

4 無効投票速報

- (1) 開票速報に引き続き、「無効投票速報発信(受信)票」により無効投票の内訳を県委員会宛ファクシミリにより報告すること。
- (2) 無効投票率は、百分率により小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで求めること。

8 委員会告示及び選挙長告示

(1) 委員会告示

告示番号	告示事項	根拠法令	鳥取県公報
第27号	選挙期日等の決定	法33、水産庁・総務省通知	7.25付号外第67号
第28号	選挙長等の選任	法75、令80、81	7.25付号外第67号
第29号	選挙長の執務場所	—	7.25付号外第67号
第30号	投票用紙の様式	法45、省令4	7.25付号外第67号
第31号	投票用封筒等に押すべき印	規則10、省令5、12	7.25付号外第67号
第32号	選挙会の開催場所及び日時	法78	7.25付号外第67号
第33号	当選人の住所及び氏名	法101の3	8.3付号外第70号

(2) 選挙長告示

告示番号	告示事項	根拠法令	鳥取県公報
第1号	選挙立会人のくじを行う場所及び日時	法76、62	7.25付号外第67号
第2号	候補者の届出	法86の4	7.26付号外第69号
第3号	無投票	法100	7.26付号外第69号

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第27号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定に基づき、鳥取海区漁業調整委員会委員の任期満了による一般選挙を平成28年8月3日に行うので、漁業法第94条において準用する公職選挙法第33条第5項の規定により告示する。

なお、選挙すべき委員の数は6人である。

平成28年7月25日

鳥取県選挙管理委員長 相見 慎

鳥取県選挙管理委員会告示第28号

平成28年8月3日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長及びその職務代理者を漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により次のとおり選任したので、漁業法施行令第9条において準用する公職選挙法施行令第81条の規定により告示する。

平成28年7月25日

鳥取県選挙管理委員長 相見 慎

- 1 選挙長 鳥取市賀露町北三丁目26-14 船本 源司
- 2 選挙長の職務代理者 岩美郡岩美町大字大谷2182-512 山岡 寛人

鳥取県選挙管理委員会告示第29号

平成28年8月3日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長は、次の場所においてその事務を行う。

平成28年7月25日

鳥取県選挙管理委員長 相見 慎

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

鳥取県選挙管理委員会告示第30号

平成28年8月3日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙に用いる投票用紙の様式を漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、次のとおり定める。

平成28年7月25日

鳥取県選挙管理委員長 相見 慎

（一般用投票用紙）

<p>平成二十八年七月二十五日</p> <p>鳥取県選挙管理委員会告示第27号</p> <p>鳥取県選挙管理委員会</p>	<p>平成二十八年七月二十五日</p> <p>鳥取県選挙管理委員会</p>
---	---------------------------------------

（点字用投票用紙）

<p>平成二十八年七月二十五日</p> <p>鳥取県選挙管理委員会告示第27号</p> <p>鳥取県選挙管理委員会</p>	<p>平成二十八年七月二十五日</p> <p>鳥取県選挙管理委員会</p>
---	---------------------------------------

備考

1 用紙は白とし、文字は黒色のインクで印刷する。

2 鳥取県選挙管理委員会の印は、別込み式とする。

備考

1 用紙は白とし、文字は黒色のインクで印刷する。

2 鳥取県選挙管理委員会の印は、別込み式とする。

鳥取海区漁業調整委員会一般選挙選挙長告示

鳥取海区漁業調整委員会一般選挙選挙長告示第2号
 平成28年8月3日執行の鳥取海区漁業調整委員会一般選挙における候補者として、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第1項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、漁業法第94条において準用する公職選挙法第86条の4第11項の規定により告示する。
 平成28年7月26日

鳥取海区漁業調整委員会一般選挙選挙長 船本 源 司

届出受理番号	届出年月日	届出の別	候補者氏名	住 所	生年月日	党 派	職 業
1	平成28年7月25日	本人	坂倉 高司	鳥取県岩美郡岩美町大字大谷2182-510	昭和24年2月16日	無所属	会社役員
2	平成28年7月25日	本人	寺田 幸美	鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碓1608-24	昭和42年2月6日	無所属	漁業
3	平成28年7月25日	本人	景山 一夫	鳥取県境港市中野町563	昭和11年11月26日	無所属	漁業
4	平成28年7月25日	本人	山根 正平	鳥取県岩美郡岩美町大字田後503	昭和25年4月20日	無所属	漁業
5	平成28年7月25日	本人	兒玉 寛	鳥取県鳥取市賀露町西三丁目14-22	昭和42年8月29日	無所属	漁業
6	平成28年7月25日	本人	武良 賢治	鳥取県米子市大崎1707-2	昭和9年10月31日	無所属	漁業

鳥取海区漁業調整委員会一般選挙選挙長告示第3号
 平成28年8月3日執行の鳥取海区漁業調整委員会一般選挙において立候補の届出のあった候補者の総数が選挙すべき委員の数を超えないため、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったので、漁業法第94条において準用する公職選挙法第100条第5項の規定により告示する。
 平成28年7月26日

鳥取海区漁業調整委員会一般選挙選挙長 船本 源 司

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第33号
 平成28年8月3日執行の鳥取海区漁業調整委員会一般選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりであるので、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の3第2項の規定により告示する。
 平成28年8月3日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

住 所	氏 名
鳥取県岩美郡岩美町大字大谷2182-510	板 倉 高 司
鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碓1608-24	寺 田 幸 美
鳥取県境港市中野町563	景 山 一 夫
鳥取県岩美郡岩美町大字田後503	山 根 正 平
鳥取県鳥取市賀露町西三丁目14-22	兒 玉 寛
鳥取県米子市大崎1707-2	武 良 賢 治

9 管理執行等

(1) 事務分担表

委員長	相見 慎
委員長代理	英 義 人
委員	口 久 志
委員	藤 村 実千子

分 担 事 務	主 査	副 査
○選挙事務の総括に関する事	衣笠事務局長	溝内次長
○報道機関、漁調委事務局、漁協等との連絡調整に関する事	宮本係長	日下部書記
○委員会の議案に関する事 ○委員会及び選挙長に関する事 ○選挙事務の一般管理に関する事 ○市町村委員会及び指定病院等の指導に関する事 ○選挙公営物資の作成に関する事 ○投票用紙の作成に関する事 ○投票・開票用物資の作成に関する事 ○選挙物資の輸送に関する事 ○選挙啓発に関する事	日下部書記	宮本係長
○選挙執行経費（市町村及び指定病院等交付金）に関する事	溝内次長	日下部書記
○選挙関係一般事務補助に関する事	森田非常勤	—

(2) 委員会等事務処理日程

ア 委員会事項

区分	委員会処理事項	根拠法令	処理日程	
			議案	告示
1	選挙期日等の決定	法 33、水産庁・総務省通知	6. 10	7. 25
2	投票用紙の様式	法 45、省令 4	4. 21	7. 25
3	投票用封筒等に押すべき印	規則 10、省令 5、12	4. 21	7. 25
4	啓発事業計画	—	4. 21	—
5	選挙長等の選任	法 75、令 80、81	6. 28	7. 25
6	選挙長の執務場所	—	6. 28	7. 25
7	選挙会の開催場所及び日時	法 78	6. 28	7. 25
8	当選人の住所及び氏名	法 101 の 3	—	8. 5 (8. 3)

イ 選挙長事項

区分	選挙長処理事項	根拠法令	処理日程	
			議案	告示
1	選挙立会人のくじを行う場所及び日時	法 76、62	—	7. 25
2	候補者の届出	法 86 の 4	—	7. 26
3	(無投票)	法 100	—	(7. 26)

※日付に()のあるものは、無投票となった場合の日付

備考) 法…公職選挙法 令…公職選挙法施行令 規則…公職選挙法施行規則 省令…海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令

(3) 鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙の投票・開票状況公表要領

鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙の投票・開票状況の公表は、次により行う。

1 投票結果の公表

ア 最終確定した段階で、県集計票をFネットで送信する。

イ 県集計票を紙で18部、県政記者室に提供する。

2 開票結果の公表

ア 最終確定した段階で、県集計票をFネットで送信する。

イ 県集計票を紙で18部、県政記者室に提供する。

3 その他

市町村における投票状況及び開票状況の公表は、県選挙管理委員会に報告後は各市町村選管において柔軟に対応するものとする。

10 候補者に交付した書類等

品目	数量	品目	数量
I 立候補予定者説明会		II 告示日(立候補届出受理後)	
【立候補届出関係】		1 鳥取県公報(平成28年7月25日付)	1
1 候補者届出書(本人届出)	2	2 個人演説会を開催することができる公営施設の指定一覧表	1
2 候補者届出書(推薦届出)	2		
3 候補者推薦届出承諾書	2	III 当選人	
4 選挙人名簿登録証明書交付申請書	4	1 鳥取海区漁業調整委員会委員当選証書	1
5 選挙人名簿登録証明書	4	2 当選告知書	1
6 通称認定申請書	2		
7 候補者辞届出書	2		
8 開票立会人となるべき者の届出書	15		
9 (開票立会人となるべきことの)承諾書	15		
10 選挙立会人となるべき者の届出書	2		
11 (選挙立会人となるべきことの)承諾書	2		
【選挙事務所関係】			
1 選挙事務所設置届出書	4		
2 選挙事務所異動届出書	4		
3 選挙事務所(設置・異動)承諾書	4		
4 候補者推薦届出者代表者証明書	4		
【その他】			
1 候補者の手引き	1		
2 事務処理日程表	1		
3 候補者届出書等記載例	1		